

根拠法	消防法	根拠条文	第 14 条の 2	処分権者	消防長
-----	-----	------	-----------	------	-----

第 2 4 予防規程

1 予防規程の認可について（昭和 40 年 11 月 2 日自消丙予発第 178 号）

（1）予防規程の作成単位（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発 20 号通知）

予防規程作成対象施設が二以上存在する事業所については、一括した予防規程をもって、当該二以上の対象施設の予防規程とみなして差し支えないこと。この場合の申請の手続きは、申請書に当該事業所における代表的な対象施設に関する事項を記入させたもの 1 部と、他の対象施設の製造所等の別、危険物の類、品名、最大数量、指定数量の倍数を一覧表にしたものを提出することによって行わせること。

（2）認可の基準（昭和 40 年 10 月 26 日自消乙予発 20 号通知）

認可にあたっては、次のアからケまでに掲げる事項が規定されているか否か、その内容が法第 10 条第 3 項の技術上の基準に適合するものであり、かつ、火災予防上適当なものであるか否かを判断の基準とすること。

なお、アからケまでに掲げる事項については、当該施設の実態に即したものが規定されていれば足り、詳細な内容を求める必要はないこと。たとえば、エについては、詳細な作業標準、作業基準を求める必要はなく、その大綱が定めてあれば足りるものであること。

ア 予防規程の適用範囲及び遵守に関すること。

イ 予防規程の改廃の手續、方法等に関すること。

ウ 危険物施設の構造及び設備の維持管理上必要な点検に関し、その時期、実施方法、実施結果の措置方法、確認等に関すること。

エ 危険物の性状及びその貯蔵し、取り扱う危険物に応じた貯蔵及び取扱方法に関すること。

オ 火災等の発生時における非常体制組織の編成、平常時の訓練及びそれらの運用に関すること。

カ 危険物の取扱作業に従事する者に対する保安教育の実施に関し、その時期、方法等に関すること。

キ 外来工事者、請負業者等の社外者に対する保安上必要な事項の周知方法、確認方法等に関すること。

ク 危険物施設の修理、改修について、保安上必要な事項の周知方法、確認方法等に関すること。

ケ その他保安上必要とされる事項に関すること。

2 予防規程作成上の留意事項（平成 13 年 8 月 23 日消防危第 98 号通知）（ろ）

予防規程の作成にあたっては、施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に即して保安確保策を具体化しながら、これを明確に規定するよう作業を進めることが重要である。予防規程に定める事項は、危険物の規制に関する規則第60条の2に規定されているが、このうち次の事項について、保安確保策の具体化に資するよう、「予防規程に盛り込むべき主な事項」及び「予防規程作成時に考慮すべき事項」を以下にまとめた。

- ① 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること
 - ② 自衛の消防組織に関すること
 - ③ 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること
 - ④ 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること
 - ⑤ 危険物施設の運転または操作に関すること
 - ⑥ 危険物の取扱作業の基準に関すること
 - ⑦ 補修等の方法に関すること
 - ⑧ 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること
 - ⑨ 危険物の保安に関する記録に関すること
- (1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 保安業務の内容と役割分担（具体的に）
- ② 保安業務の各役割の担当者
- ③ 保安業務の各役割の代行者
- ④ 交替時の引継方法及び引継事項

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の保安業務には、危険物の貯蔵及び取扱作業の立会いを行い従業員に必要な指示を与えたり、施設の点検等の維持管理をすること等がある。また、火災をはじめとする災害が発生した場合には、従業員を指揮して応急措置を講じることも必要である。危険物施設の所有者、保安監督者等の保安業務を管理する者自らが保安業務を全て行うことは不可能であり、また、保安業務を効率のよいものとするためには役割を適切に分担し、業務を組織的に行う必要がある。

保安業務の内容についてはできるだけ具体的に定め、これを施設の実態（施設の形態、従業員数、従業員の能力等）に応じて役割分担することとなるが、担当者及びその代行者の決定においては、役割に対する責任についても考慮する必要がある。特に代行者に関しては、基本的に、担当者の行う保安業務に必要な権限と同等又はそれ以上の権限を有する者とする必要がある。なかでも、危険物保安監督者については、消防法第13条の規定により一定の資格を有することとされていることから、危険物保安監督者の業務を代行する者は、原則的に、危険物保安監督者相応の能力及び権限を有する等、業務に必要な一定の要件を満たしている必要がある。

(2) 自衛の消防組織に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 自衛の消防組織の活動内容
- ② 自衛の消防組織の構成員と役割分担（活動体制等）
- ③ 自衛の消防組織の構成員の代行者

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物の規制に関する政令第38条の2により一定規模以上の危険物施設を有する事業所について設けることとされている自衛消防組織のほか、自主的に組織される災害時の即応体制について定める必要がある。

(3) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 保安教育の対象者の区分
- ② 保安教育の内容、教育方法、訓練方法
- ③ 保安教育の時期

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の事故は、人的要因によるものが多く発生しており、これを防ぐために従業員は保安に必要な知識及び技能を身につけておく必要がある。これには、テキストを活用したり、訓練を実施するといった保安教育を行うことが有効である。

保安教育は、危険物施設の全従業員を対象とすることが必要である。なお、必要に応じて当該施設の補修、整備等を行うため当該施設に出入りする関係会社の従業員等も対象に含めることが望ましい。

保安教育の計画作成においては、対象者の知識や経験を念頭に置き、従業員の保安意識の維持向上のため、対象者に応じた内容及び実施時期等を考慮することが必要である。特に、実施時期については、保安に対する関心の低下や作業慣れによる気の緩みを防ぐため、作業内容に応じた適切な時期とすることが望ましい。

(4) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 巡視、点検及び検査の時期、内容及び方法
- ② 巡視、点検及び検査の実施者（必要な資格を明記）
- ③ 巡視、点検及び検査の結果確認に関する体制（確認責任者、確認方法）
- ④ 巡視、点検及び検査により不備事項等を発見した場合の応急措置及び報告

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

消防法第12条により、危険物施設の位置、構造及び設備は、消防法令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならないことが義務付けられており、また、同法第14条の3の2により一定規模以上の製造所等については、定期的に点検を実施することが定められている。

これに基づき、危険物施設及び設備ごとに運転状況、危険物の取扱状況等に関して、巡視、点検及び検査の内容及び方法を、チェックリストを作成するなどにより明確にする必要がある。

なお、危険物施設の保安確保上必要がある場合には、消防法の規定に関するもの以外にも施設の実態に応じて、巡視、点検及び検査についての基準を明確にしておくことが望ましい。

また、巡視、点検及び検査の実施者を指定する場合、資格が必要なものについては、実施者が当該資格を有していることを確認する必要がある。

(5) 危険物施設の運転又は操作に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 安全かつ適正に運転するための基準
- ② 火気の使用を伴う運転又は操作がある場合は、火気の取扱基準
- ③ 緊急時における運転の停止、保安装置等の作動及び運転再開時の点検・操作基準
- ④ 運転員等の交替時の引継方法及び引継事項

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の運転又は操作に関しては、通常の運転時の保安確保に関する事項のみならず、緊急時の措置についても定めておく必要がある。

なお、(6) 危険物の取扱作業の基準に関することにも該当する事項がある場合は、(6)の内容を本項目に含めることも可能である。

(6) 危険物の取扱作業の基準に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 危険物の規制に関する政令第24条から第27条までに規定されている遵守事項に対応した基準
- ② 危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準（①に該当するもの以外）

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物取扱作業時における貯蔵及び取扱基準について、消防法令に定められている事項等に加え、危険物の種類、取扱形態に応じた作業基準を具体的にわかりやすく規定する必要がある。

なお、(5) 危険物施設の運転又は操作に関することにも該当する事項がある場合は、(5)の内容を本項目に含めることも可能である。

(7) 補修等の方法に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 補修工事の関係者連絡体制（工事計画作成段階、工事中、工事終了後）
- ② 補修工事に関する保安の措置及び安全確認体制
- ③ 補修工事終了後の安全確認方法

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

危険物施設の事故は、補修工事中にも発生していることから、工事計画作成時点から工事後の安全確認が終了するまで、関係する部所間で連絡を取り合い、工事の部位、方法、期間等の周知徹底を図る仕組みを確立することが必要である。また、工事計画作成段階においては、補修に先だって講じる措置、補修中の養生方法、補修完了後の措置及び緊急時の対応方法等について明確にするとともに、これらの措置の確認方法及び確認体制に関する事項を定めておくことが必要である。

(8) 災害その他の非常の場合に取るべき措置に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 緊急時の通報連絡体制及び手段（火災時、漏えい時、地震時等）
- ② 避難に関すること
- ③ 応急措置方法（火災、漏えい、地震等に対する措置、資機材に関すること）

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

消防法第16条の3において、危険物施設の所有者等は、当該施設で危険物の流出、その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続き危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならないとされていることから、消防署等への通報連絡体制と手段を定めるとともに、応急措置に関する事項を定め、これに使用する資機材を準備する必要がある。

なお、応急措置の方法については、類似施設の事故例等を参考にして予測される事故に関する対応方法をできるだけ具体的にわかりやすく定めておくことが必要である。

(9) 危険物の保安に関する記録に関すること

【予防規程に盛り込むべき主な事項】

- ① 保安に関する記録の様式（項目、日時、実施者、確認者（責任体制を明確に））
- ② 保安に関する記録の保存方法

【予防規程作成時に考慮すべき事項】

保安に関する記録としては、①～⑤等がある。

- ① 点検・検査の記録
- ② 設備の故障、補修等に関する記録
- ③ 作業手順の変更に伴う保安設備に関する変更の記録
- ④ 異常時の応急措置に関する記録
- ⑤ 事故に関する記録

これらの記録については、単に保存するだけでなく、内容を分析し、その結果をより高度な安全対策に活かして行くといった活用方法もあるため、索引をつける等、分析等に活用しやすいフォーマット、保存方法とすることが必要である。

(10) 予防規程の形式

危険物施設の保安確保を推進するためには、危険物施設の従業員の保安に対する認識を

深めることが重要であり、このための方策の一つとして、予防規程に定められている内容を理解しやすいものとすることが考えられ、これには例えば、写真・イラスト・挿し絵等を用いることが挙げられる。

また、予防規程以外に保安マニュアル等が作成されており、予防規程の内容がわかりやすく記述されている場合は、予防規程の中にこれらのマニュアルの該当部分を引用することも可能である。

なお、これらの方法により予防規程を作成した場合に、個人名が含まれることが考えられるが、この場合、個人名に変更があっても予防規程の変更の認可は要しないものである。

3 危険物取扱者の立会いなしに移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者が単独で荷卸しを行う（以下「単独荷卸し」という。）給油取扱所の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。（平成 17 年 10 月 26 日消防危第 245 号通知）（ろ）

- (1) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。（危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）第 60 条の 2 第 1 項第 4 号関係）
- (2) 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。（規則第 60 条の 2 第 1 項第 5 号関係）
- (3) 単独荷卸しの実施に関すること。（規則第 60 条の 2 第 1 項第 7 号関係）
- (4) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。（規則第 60 条の 2 第 1 項第 11 号関係）
- (5) 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関すること。（規則第 60 条の 2 第 1 項第 14 号関係）
- (6) 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。（規則第 60 条の 2 第 1 項第 14 号関係）

4 単独荷卸しを行う給油取扱所等の予防規程に添付する書類は、次のとおりであること。（平成 17 年 10 月 26 日消防危第 245 号通知）（ろ）

- (1) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類
- (2) 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者名
- (3) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）

根拠法	消防法	根拠条文	第 14 条の 3	処分権者
-----	-----	------	-----------	------

第 2 5 定期保安検査

未制定

根拠法	消防法	根拠条文	第 14 条の 3 の 2	処分権者
-----	-----	------	---------------	------

第 2 6 定期点検

未制定

根拠法	———	根拠条文	—————	処分権者
-----	-----	------	-------	------

第 2 7 標準処理期間

申請に対する標準処理期間は次表のとおりとする。(ろ)

	項 目	標準処理期間	備 考
1	仮貯蔵及び仮取扱の承認	1 4 日	
2	設置許可	2 1 日	
3	変更許可	1 4 日	
4	完成検査	即日	検査日から起算
5	仮使用の承認	1 4 日	
6	完成検査前検査	7 日	検査日から起算
7	予防規程の制定認可 変更認可	1 4 日	
8	定期保安検査	3 0 日	危険物保安技術協会に委託
9	臨時保安検査	3 0 日	危険物保安技術協会に委託
1 0	許可書等の再交付	3 日	
1 1	保安検査時期の変更	7 日	
1 2	地価税の課税の特例に関する 証明	3 日	
1 3	少量危険物のタンク検査	7 日	検査日から起算

※ 標準処理期間の算定には、休日等の閉庁日は、含まない。

根拠法	市規則	根拠条文	第 10 条第 2 号	処分権者	消防長
-----	-----	------	-------------	------	-----

第 28 製造所等において行われる変更工事に係る資料提出等の取扱い

1 基本的事項

製造所等において、維持管理を目的とする工事が行われる結果、製造所等に変更が生じる場合において、法第 11 条第 1 項後段の規定による許可を要しないものとして取り扱う範囲については明文の規定はないが、技術上の基準の内容と関係がない工事については、変更の許可を要しないものとする。

また、非対象設備については、非対象設備のみの変更が行われる場合において位置又は消火設備若しくは警報設備に変更が生じないものについては、変更の許可を要しないが、対象設備又は対象設備と非対象設備の両方の部分に関して行われる工事については、変更許可を要するかどうか判断する必要が生ずる。ただ、変更の内容も様々であることから、基準の内容と関係が生じるかどうかは、すべて事前に明白であるわけではない。したがって、変更工事については、その形態に応じ資料等による確認を実施し、若しくは基準の内容と関係が生じないものであると判断できる場合又は基準の内容と関係が生じるが保安上の問題を生じさせないものであると判断できる場合又は資料の提出等をさせずに、当該変更工事を「軽微な変更工事」として変更許可を要しないものとする。

2 許可を要しない変更工事の範囲及び区分

(1) 許可を要しない変更工事は、次のとおりとする。

ア 軽微な変更工事

変更の内容が、技術上の基準と関係を生じないことが明白な工事とする。

イ 確認を要する変更工事

変更の内容が、技術上の基準と関係が生じるか明らかでない又は関係が生じるとしてもその内容が軽易で保安上の問題が生じないか確認を要するものであって、この確認の結果、関係が生じない工事とする。

なお、保安上の問題が生じないとは、次の（ア）から（エ）に掲げるすべてに該当するものであること。

(ア) 危険物の品名及び数量に変更がない又は減少する場合

(イ) 技術上の基準に関する位置の基準に変更がない又は減少(保有空地に限る。)する場合

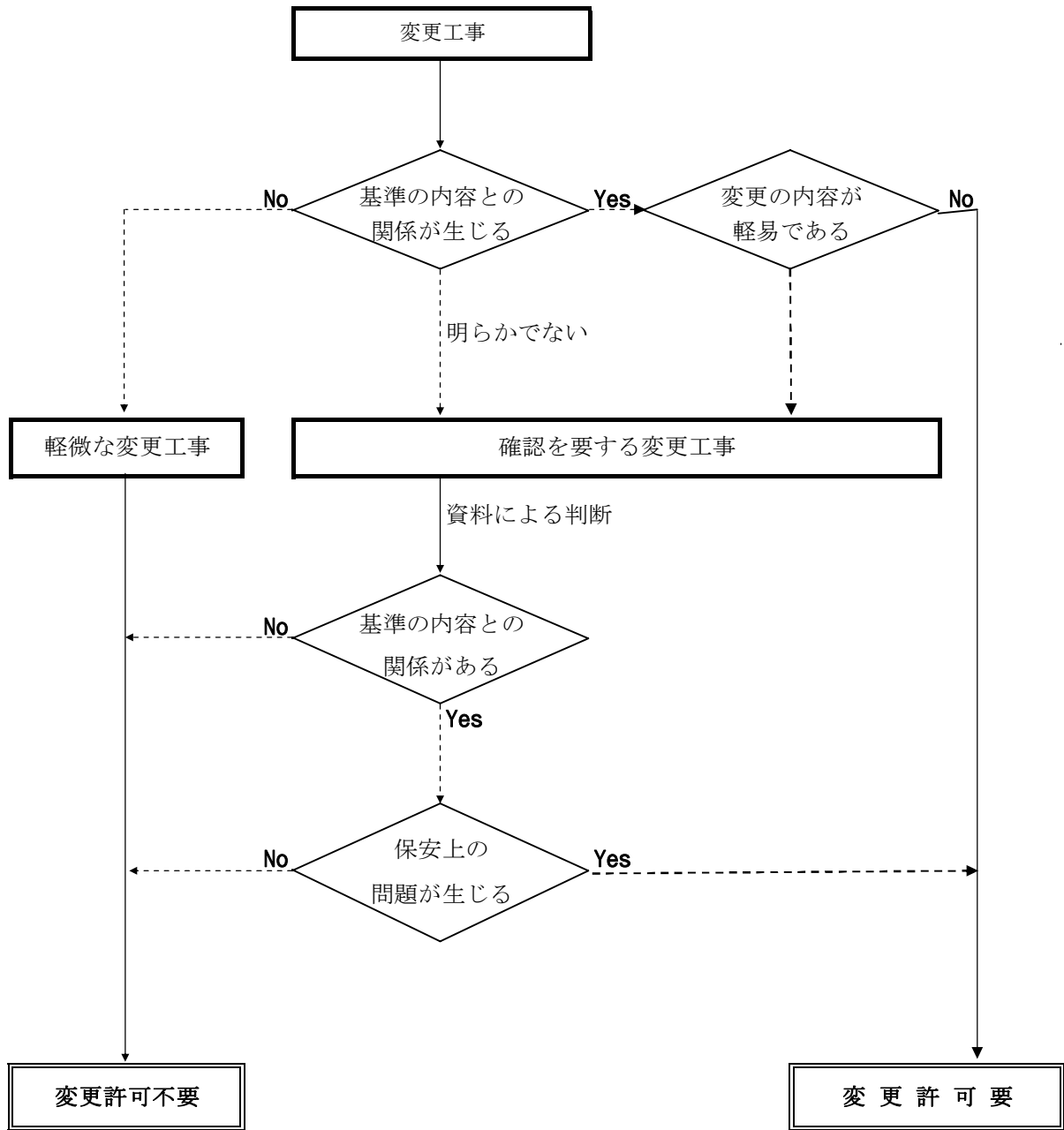
(ウ) 建築物又は工作物に係る技術上の基準のうち、防火上又は強度上必要とされる構造の基準に変更がない場合

(エ) 危険物の貯蔵又は取り扱いにおいて、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある範囲に変更がない場合

- (2) 変更内容に係る工事区分は、「増設」、「移設」、「改造」、「取替」、「補修」及び「撤去」とし、その定義は別表1のとおり定める。
 - (3) 「軽微な変更工事」及び「確認を要する変更工事」に係る変更内容ごとの具体的な例示は、別表2～5のとおりとする。
- 3 許可を要しない変更工事に係る手続き
- (1) 「軽微な変更工事」に該当する場合は、原則、手続きを要しないものとするが、溶接、溶断等火花を発生する器具等を使用する工事であって、安全対策上仮設防火扉を設置して行う場合には、事前に火気使用工事届（別記様式）を提出させること。
 - (2) 「確認を要する変更工事」に該当する場合の資料の提出は、浜松市危険物の規制に関する規則に関する規則（昭和60年浜松市規則第31号）第10条第1項第2号に規定する資料提出届によるものとし、添付する資料は、次の各号のとおりとする。
 - ただし、許可を要する変更の申請図書に併せて当該資料を添付するときには、資料提出届を省略することができる。
 - ア 変更する部分の位置図及び構造図又は、設備等の仕様図
 - イ 溶接、溶断等火花を発生する器具を使用する場合には、火災等の災害防止に関する安全対策
- 4 給油取扱所の変更工事の取扱いについて（平成9年10月22日消防危第104号質疑）
- (1) 危険物保安技術協会が行う型式試験確認に合格した固定給油設備の取替工事に併せ、次に掲げる変更工事のいずれかを行う場合は、変更許可となるものであること。
 - ア 固定給油設備の給油ホースの長さを変更する工事
 - イ 給油ホースの先端における最大吐出量を変更する工事
 - ウ ホーススライド機能の追加工事
 - エ 固定給油設備の外装を大きくする工事に伴い危険場所の範囲が変更前より拡大される工事
 - オ 固定給油設備の給油ホースの数を変更する工事
 - カ 油種判定機能の追加工事又は削除工事
 - (2) 門型洗車機の取替工事に併せ、次に掲げる変更工事のいずれかを行う場合は、確認を要する変更工事として取り扱うこと。
 - ア レールの変更等により洗車機の可動範囲が変わる工事
 - イ 洗車機に電光看板を設置する工事（危険場所の範囲外に設けるものに限る。）
 - ウ 洗車機の洗車用ブラシの更新工事

図28-1

変更工事に係る手続きの判断フロー



1 定義

1 変更工事の区分

変更工事は、「増設」、「移設」、「改造」、「取替」、「補修」及び「撤去」に区分する。

2 増設等の定義

(1) 増設

製造所等に、新たに機器・装置等の設備を設置することをいう。

(2) 移設

製造所等を構成する機器・装置等の設置位置を変更することをいう。

(3) 改造

現に存する製造所等を構成する機器・装置等の全部又は一部を交換、造り直し等を行い、当該機器・装置等の構成、機能又は性能を変えることをいう。

(4) 取替

製造所等を構成する機器・装置等を既設のものと同等の種類、機能又は性能等を有するものに交換し、又は造り直すことをいい、「改造」に該当するものを除く。

(5) 補修

製造所等を構成する機器・装置等の損傷箇所等の部分を修復し、現状に復することをいい、「改造」に該当するものを除く。

(6) 撤去

製造所等を構成する機器・設備等の全部又は一部を取り外し当該施設外へ搬出することをいう。

2 具体的な例示（共通事項）

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
<建築物>			
屋根（キャノピーを含む。）、壁、柱、床、はり等	<u>取替</u>	補修	・構造基準に変更がないこと
防火上重要でない間仕切り壁	<u>増設</u> 、 <u>移設</u> 、 <u>改造</u> 、 <u>撤去</u>	取替、補修	・他の壁の構造基準に変更がないこと ・消火設備、警報設備及び避難設備に変更がないこと（ただし、消防用設備の軽微な変更工事の範囲は除く。）
内装材	<u>増設</u> 、 <u>改造</u>	取替、補修、撤去	・危険物との組合せが不適切でないもの
防火設備		取替、補修	
ガラス・窓・窓枠		取替、補修	
階段	<u>改造</u>	取替、補修	・主要な部分に係る構造基準に変更がないこと
すじかい等	<u>増設</u> 、 <u>改造</u>		・技術上の基準に抵触しないこと ・耐震補強によるもの
<工作物>			
保安距離・保有空地の代替措置の塀・隔壁	<u>撤去</u>	補修	・技術上の基準に抵触しないこと（代替措置要件に該当しなくなった壁等）
架構	<u>増設</u> 、 <u>取替</u>	補修	・構造基準に変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
配管・設備等の支柱・架台、耐火措置	取替	補修	・配管、設備の耐震計算等に変更がないこと ・耐火性能、耐火被覆材料、施工方法に変更がないこと
歩廊、はしご		取替、補修	
<保有空地>			
植栽	<u>増設</u> 、 <u>移設</u> 、 <u>改造</u>	取替、補修、撤去	・保有空地に係る基準に変更がないこと

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
<タンク基礎等>			
犬走り，法面，コンクリートリング	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
地下タンク上部スラブ	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
<タンク構造等>			
屋根支柱，ラフター，ガイドポール等	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
屋外タンクの支柱の耐火措置		取替，補修	
階段，はしご，手すり等	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
<タンク設備等>			
タンク元弁		取替，補修	
通気管（地上部分に限る。）	取替	補修	・管径，板厚，材質，経路の変更がないこと
サクシオンヒーター，ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気，温水を用いたものを除く。）	取替	補修	・管径，板厚，材質，経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと ・加熱の状態，方法等に変更がないこと
サクシオンヒーター，ヒーターコイル等の加熱配管等（蒸気，温水を用いたものに限る。）		取替，補修	
内面コーティング（屋外貯蔵タンクを除く。）	増設，移設，改造，撤去	取替，補修	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンクからの漏えいを誘発するおそれのないこと
雨水浸入防止措置		増設，移設，改造，取替，補修，撤去	
<配管等>			
配管（地下配管，移送取扱所を除く。）	取替，補修，撤去		・管径，板厚，材質，経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
配管（地下配管，移送取扱所を除き，フランジで接続されるものに限る。）	補修，撤去	取替	・管径，板厚，材質，経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
配管のベントノズル，ドレンノズル，サンプリングノズル等（移送取扱所を除く。）	増設，移設，改造	取替，補修，撤去	・管径，板厚，材質，経路の変更がないこと ・危険物の取扱いに変更がないこと
配管の加熱装置（蒸気・温水を用いたものを除く。）	取替	補修	・熱媒体となる物質に変更がないこと
配管の加熱装置（蒸気・温水を用いたものに限る。）		取替，補修	
配管ピット，注入口ピット，地下配管接合部の点検ます		取替，補修	
配管に設けられる弁（移送取扱所を除く。）	撤去	取替，補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
<機器等>			
危険物を取扱う工作機械等（油圧タンク等を含む。）	<u>撤去</u>	<u>補修</u>	・取扱危険物の増加がないこと
ポンプ設備（移送取扱所を除く。）	取替，撤去	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合，可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
熱交換器	<u>改造</u> ，撤去	取替，補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
熱交換器に附属する送風機器（電動機を除く。），散水設備等	<u>改造</u>	取替，補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
攪拌装置（電動機を除く。）	<u>改造</u> ，撤去	取替，補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
炉材		取替，補修	
反応機器等の覗き窓ガラス（サイトグラス）		取替，補修	
加熱・乾燥設備に附属する送風・集塵装置（電動機を除く。）	<u>改造</u> ，撤去	取替，補修	・可燃性蒸気又は微粉の送風・集塵方法に変更がないこと
波返し，とい，受け皿等飛散防止装置	増設， <u>改造</u> ，撤去	取替，補修	・危険物のもれ，あふれ又は飛散に対する措置に変更がないこと
ローディングアーム，アンローディングアーム（移送取扱所を除く。）	取替，撤去	補修	・電気機器の場合，可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
ローラーコンベア等危険物輸送設備（電動機を除く。）	改造, 撤去	取替, 補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
可燃性ガス回収装置	取替, 撤去	補修	・可燃性ガス回収の保安管理に変更がないこと
保温（冷）材（屋外タンク貯蔵所の本体に係るものを除く。）	増設, 改造, 撤去	取替, 補修	・保温（冷）材の変更により, 危険物の温度変化による危険性を増さないこと
排出設備（ダクト等を含む。）	取替	補修	・電気機器の場合, 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
換気設備（ダクト等を含む。）		取替, 補修	
電気防食設備		取替, 補修	
<制御装置, 安全装置等>			
圧力計, 温度計, 液面計等現場指示型計装設備	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去	・危険物の取扱いに変更がないこと ・新たに配管又はタンクにノズルを設ける等変更がないこと
温度・圧力・流量等の調整等を行う制御装置（駆動源・予備動力源を含む。）	取替	補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
安全弁, 破裂板等安全装置		取替, 補修	
緊急遮断（放出）装置（安全弁等をのぞく。）、反応停止剤供給装置等の緊急停止装置（駆動源・予備動力源・不活性ガス封入装置等を含む。）	取替	補修	・緊急停止等に係る制御条件に変更がないこと
地下タンクのマンホールプロテクター	増設, 移設, 改造, 取替, 撤去	補修	・上部スラブの変更を伴わないこと
防油堤（仕切堤を含む。）	補修		・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの ・配管等の変更を伴わないこと
防油堤水抜弁	増設, 移設, 改造, 撤去	取替, 補修	・水抜弁を複数にすること ・複数の水抜弁のうち, 撤去しても基準を満足すること ・防油堤の技術上の基準に抵触しないこと
防油堤水抜弁の開閉表示装置	増設, 移設, 改造, 撤去	取替, 補修	・水抜弁の開閉表示を複数にすること ・複数の開閉表示のうち, 撤去しても基準を満足すること

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
防油堤の階段（防油堤と一体構造のもの。）	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと 危規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
防油堤の階段（防油堤と一体構造でないもの。）	増設，移設，改造，撤去	取替，補修	<ul style="list-style-type: none"> 防油堤の基礎等の変更を伴わないこと 危規則第22条第2項第16号の規定に基づくものではないこと
<排水溝等>			
排水溝，ためます，油分離層，囲い等	増設，改造，取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> 自主的に設置するもの（増設に限る）
危険物が浸透しない材料で覆われている地盤面，舗装面（地下タンクの上部スラブを除く。）		補修	
<電気設備等>			
電気設備	増設，移設，改造，撤去	取替，補修	<ul style="list-style-type: none"> 電気機器の場合，可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
静電気除去装置	増設，移設，改造	取替，補修	<ul style="list-style-type: none"> 電気機器の場合，可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
避雷設備		取替，補修	
<消火設備>			
ポンプ，泡薬剤タンク	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> 能力等に変更がないこと
第1～3種の消火設備（散水・水幕設備を含む。）の配管，消火栓本体，泡チャンパー等の放出口等（泡ヘッドを除く）	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> 防護範囲，配管サイズ等に影響を及ぼさないこと
第1～3種の消火設備の弁，ストレーナー，圧力計等		取替，補修	
第4・5種消火設備	増設，移設，改造	取替，補修	<ul style="list-style-type: none"> 自主設置に係るもの
消火薬剤		取替	
<警報設備>			

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
警報設備（自動火災報知設備の受信機，感知機を除く。）	増設，移設，改造	取替，補修	・警戒区域に変更がないこと
自動火災報知設備の受信機		取替，補修	
自動火災報知設備の感知器		取替，補修	
<その他>			
標識・掲示板	増設，移設，改造	取替，補修	・自主的に設置するもの

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

3 具体的な例示（施設別）

建築設備等の名称	確認を要する 変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
【製造所・一般取扱所】			
ボイラー・炉等のバーナーノズル		取替, 補修	
塗装機噴霧ノズル, ホース等		取替, 補修	
運搬容器の充てん設備（固定注油設備）	撤去	取替, 補修	・危険物の取扱いに変更がないこと
分析計（キュービクル内取付含む。） （例；ガスクロマトグラフィ等）	<u>増設</u> , <u>移設</u> , <u>改造</u>	取替, 補修, 撤去	・危険物の取扱いに変更がないこと ・電気機器の場合, 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
作業用広報設備（スピーカー）		<u>増設</u> , <u>移設</u> , <u>改造</u> , 取替, 補修, 撤去	
【屋内貯蔵所】			
ラック式以外の棚	<u>増設</u> , <u>移設</u> , <u>改造</u>	取替, 補修, 撤去	・危険物の取扱いに変更がないこと
ラック式棚	取替	補修	・耐震計算等に変更がないこと
冷房装置等	取替	補修	・電気機器の場合, 可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
【屋外タンク貯蔵所】			
可とう管継手（認定品）		取替	
可とう管継手（認定品以外）	取替		・管径, 経路の変更がないこと
ローディングラダー（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
ポンツーン	補修		・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する 変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
浮き屋根のウェザーシールド（浮き屋根に設ける設備）		取替，補修	
浮き屋根のシール材	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
ルーフドレン（浮き屋根に設ける設備）	取替	補修	・タンク重量の増減による耐震計算等に変更がないこと
保温（冷）材	増設	取替，補修	・保温（冷）材の変更により，危険物の温度変化による危険性を増さないこと
流出危険物自動検知警報装置		取替，補修	
コーティング	増設，移設，改造，取替，撤去	補修	・貯蔵危険物とコーティングの組合せが不適切でないもの ・タンク底部からの漏えいを誘発するおそれのないこと
【屋内タンク貯蔵所】			
出入口の敷居		取替，補修	
【簡易タンク貯蔵所】			
固定金具		取替，補修	
【移動タンク貯蔵所】			
常置場所	<u>移設（位置変更）</u>		・変更前の常置位置が管内であること ・変更後の常置位置は屋外であること ・当該施設の所有者（設置者）に変更がないこと
底弁，底弁の手動・自動閉鎖装置		補修	
マンホール，注入口のふた		取替，補修	
マンホール部の防熱・防塵カバー		取替，補修	
品名数量表示板	移設	増設，改造，取替，補修	・タンク本体の構造に係る変更がないこと

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する 変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
Uボルト		取替, 補修	
可燃性蒸気回収ホース		取替, 補修	
注油ホース（ノズル及び結合金具を含む。） （積載式以外）		取替, 補修	
箱枠	取替, 補修		<ul style="list-style-type: none"> ・箱枠の溶接線補修であること ・重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
積載式の移動貯蔵タンクの追加	増設		<ul style="list-style-type: none"> ・ISOコンテナで国際海事機関が確認しているタンク ・タンク重量の増減によるすみ金具等の荷重計算に変更がないこと
【屋外貯蔵所】			
周囲の柵		取替, 補修	
ラック式柵	取替	補修	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震計算等に変更がないこと
固体分離槽		取替, 補修	
シート固着装置		取替, 補修	
【給油取扱所】			
<工作物>			
防火塀	補修		<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
犬走り, アイランド等	補修		<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れに対するパテ埋め又はこれと同等のもの
サインポール, 看板等（電気設備）	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
日よけ等（キャノピーを除く。）	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去	<ul style="list-style-type: none"> ・上屋の面積に変更がないこと

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する 変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
<給油機器等>			
給油量表示装置	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
カードリーダー等省力機器	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
通気管のガス回収装置		取替, 補修, 撤去	
タンクローリー用アースターミナル	増設, 移設, 改造, 撤去	取替, 補修	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
固定給油（注油）設備（認定品に限る。）	改造, 撤去	取替, 補修	・ホース長, ポンプ数の増加がないこと
<その他設備機器等>			
混合燃料油調合機, 蒸気洗浄機, 洗車機, オートリフト等	取替, 撤去, 増設, 改造	補修	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
自動車の点検等に使用する機器等（オートリフトを除く。）	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
セールスルーム（含むショップ）内の電気設備・給排水設備	増設, 移設, 改造	取替, 補修, 撤去	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
セルフ給油所の監視機器, 放送設備, 分電盤, 照明器具	増設	取替, 補修	・可燃性蒸気の滞留するおそれのある範囲に設置しないこと
【販売取扱所】			
延焼防止用のそで壁, ひさし, 垂れ壁	取替	補修	
棚		取替, 補修, 撤去	
【移送取扱所】			
漏えい検知口		取替, 補修	

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する 変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
漏えい検知装置	取替	補修	
土盛り等漏えい拡散防止設備		取替, 補修	
衝突防護設備		取替, 補修	
ポンプ設備	補修		
切替弁, 制御弁等		取替, 補修	
緊急遮断弁	取替	補修	
ピグ取扱装置	取替	補修	
感震装置	取替	補修	
船舶からの荷卸し又は荷揚げに用いる ローディングアーム先端のカプラー	改造, 撤去	取替, 補修	・ボルトにより取付可能なもの
巡回監視車		取替, 補修	

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する 変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
----------	----------------	---------	----------------------

4 その他の事項

別表28 - 4

確認を要する軽微な変更工事
1 構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い <ul style="list-style-type: none"> (1) 計量器の修理又は計量検定のための一時的な撤去、取付及びこれに伴う代替計量器の一時的な新設及び撤去の一連工事 (2) 同一敷地内における屋外から屋外への常置場所の変更 2 タンク本体に係る補修工事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 平成9年3月26日消防危第36号に規定される範囲の補修（別表4）
確認を要しない軽微な変更工事
構造又は設備等の変更を目的としない工事の取扱い

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

建築設備等の名称	確認を要する 変更工事	軽微な変更工事	備考（確認を要する場合における確認事項）
1 塗装工事 2 点検のための設備等の分解、清掃、組立等の一連工事			

※アンダーライン部は浜松独自の基準を示す。

[平成9年3月26日消防危第36号に規定される範囲の補修]
別表28-5

1 用語の意義		
(1) 重ね補修 母材表面に当て板を行い、当該当て板外周部全周をすみ肉溶接によって接合する(補修タンク附属物取付用当て板を除く。)		
(2) 肉盛り補修 母材及び部材の表面に金属を溶着する補修		
(3) 溶接部補修 溶接部を再溶接する補修(グラインダー仕上げ等の表面仕上げのみの場合を除く。)		
(4) 補修基準 「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の施行について」(平成6年9月1日消防危第73号通知)別添1の補修基準		
2 確認を要する変更工事となる溶接工事		
項 目	内 容	条 件
(1) 附属設備(タンク附属物取付用当て板を含む。)	ア 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付工事	
	イ ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修	
	ウ 気相部におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事	
(2) 屋根板(圧力タンク及び浮き屋根式タンクを除く)	ア 重ね補修工事	1箇所当たり0.09平方メートル以下で合計3箇所
	イ 肉盛り補修工事	
(3) 側板	ア 気相部分における重ね補修工事	1箇所当たり0.09平方メートル以下
	イ 気相部分における肉盛り補修工事	
	ウ 接液部における肉盛り補修工事(溶接継手から当該母材の板厚の5倍以上の間隔を有して行うもの)	1箇所当たり0.003平方メートル以下、かつ、母材
(4) 底板	ア 側板の内面から600ミリメートルの範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事のうち底部板面積の1/2未満で、補修基準の分類で○に該当する工事(特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクにあっては、これに相当する工事をいう。)	1箇所当たり0.09平方メートル以下で合計3箇所以下
	イ 側板の内面から600ミリメートルの範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事(溶接部から当該板の板厚の5倍以上の間隔を有して行うもの)	1箇所当たり0.003平方メートル以下、かつ、全体の補修量が次に示すもの

		<p>(ア) 特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク 0.03 平方メートル以下</p> <p>(イ) 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06 平方メートル以下</p> <p>(ウ) 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09 平方メートル以下</p>
	<p>ウ 側板の内面から 600 ミリメートルの範囲以外の底板に係る溶接部補修工事</p>	<p>1 箇所当たりの補修長さが 0.3 メートル以下、かつ、全体の補修長さが次に示すもの</p> <p>(ア) 特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンク 1.0 メートル以下</p> <p>(イ) 1万キロリットル未満の特定屋外貯蔵タンク 3.0 メートル以下</p> <p>(ウ) 1万キロリットル以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0 メートル以下</p>
<p>(5) 製造所等のタンク</p>	<p>屋外タンク貯蔵所の例によることとされている製造所及び一般取扱所の危険物を取り扱うタンク並びに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても同様とすること</p>	

[別記様式]

火 気 使 用 工 事 届 出 書

(あて先)				年 月 日			
				届出者			
設 置 者	住 所						
	氏 名						
工事の場所、工事 の内容及び火気使 用器具等							
火災予防上の措置							
着工予定期日				完了予定期日			
その他必要な事項							
※受 付 欄		※ 経 過 欄					

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 法人にあっては、その名称、代表者名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 3 工事の場所、工事の内容及び火気使用器具等の欄並びに火災予防上の措置の欄は、各製造所等ごとに整理して記入すること。
 - 4 ※印の欄は、記入しないこと。

根拠法	———	根拠条文	—————	処分権者
-----	-----	------	-------	------

第29 危険物の製造所及び一般取扱所に設ける休憩室等

1 定義

- (1) 休憩室等とは、法第11条第1項に規定する製造所等のうち、製造所及び一般取扱所に設けるもので、主としてそこに勤務する者が使用し、休憩所、事務所、食堂、湯沸室又は宿直室その他これらに類する用に供するものをいう。(以下同じ。)
- (2) 休憩室等における火気等(以下「火気」という。)とは休憩室等の用途により合目的なものであって、次のものをいう。
- ア 火を使用する設備(条例第3条の2から第3条の4、第5条、第7条から第8条の2、第9条の2及び第17条の2に規定するものに限る。以下同じ。)
- イ 火気使用器具(条例第18条、第20条及び第21条に規定するものに限る。以下同じ。)
- ウ 事務用電気設備及び電気器具(照明、空調、OA機器及び自動販売機等をいう。以下同じ。)その他これらに類するもの
- エ 喫煙(ライター等の使用を含む。以下同じ。)

2 休憩室等の位置、構造、設備及び火気の使用の基準は次のとおりとする。ただし、危険物を取扱う場所以外(防火上有効な不燃材料で造った壁で危険物を取扱う部分と区画されている場所をいう。以下同じ。)に休憩室等を設ける場合には、(1)から(7)の基準は適用しない。

- (1) 危険物取扱設備等から水平距離で7.6メートル以内(危険物取扱設備等が専用区画室(塗装等のブースを含む。以下同じ。)で覆われている場合には、その専用区画室の出入口等の開口部から水平距離で3メートル以内)の部分については、火気を使用する休憩室等は設けることができないものとする。
- (2) 休憩室等は、不燃材料又はこれと同等以上の不燃性能を有する壁、床、天井で区画されていること。
- (3) 休憩室等の区画の内・外装の仕上げは、不燃材料又は準不燃材料とすること。
また、休憩室等の床の表面の仕上げは、Pタイル、エポキシ系樹脂塗装材その他酸素指数26以上の材質のものを用いることができる。
- (4) 休憩室等の区画の出入口及び窓は、特定防火設備又は防火設備とすること。
また、出入口は常時閉鎖式とし、床高又は敷居高を0.15メートル以上とすること。
ただし、常に可燃性蒸気又は可燃性粉塵が流入するおそれのない場合には、出入口の常時閉鎖並びに床高又は敷居高については、この限りではない。
- (5) 窓にブラインド等を設ける場合は、金属製のもの又は防災物品(法第8条の3でいう防災物品をいう。)とすること。
- (6) 休憩室等に設ける給排気のための開口部(換気口等)が製造所及び一般取扱所の屋

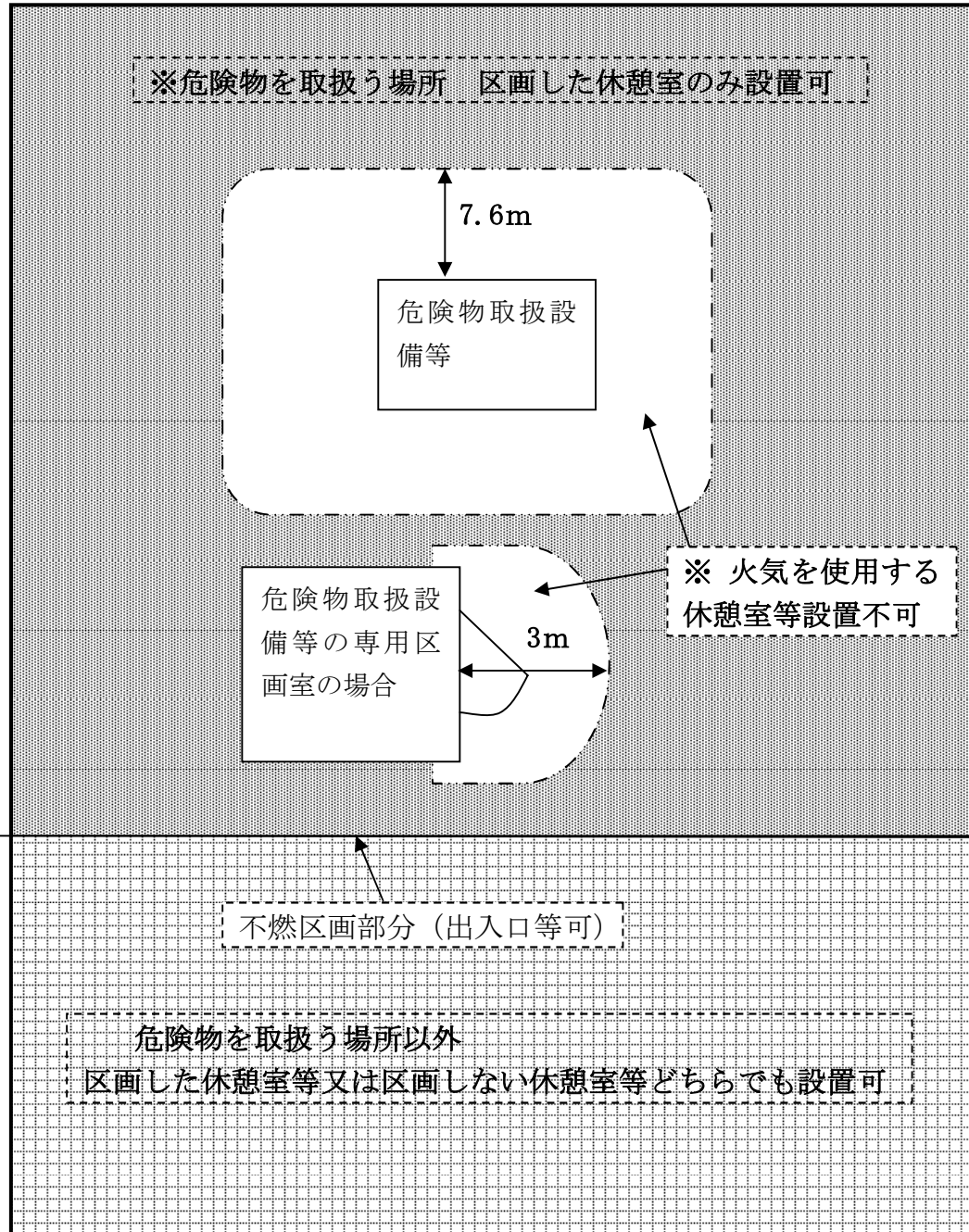
- 内に面する場合には、引火防止網又は防火ダンパー等の防火措置を講じること。
- (7) 火気使用器具の排気ダクト等付属設備が休憩室等の区画室外に及ぶときには、(6)の例によること。
- (8) 休憩室等には、火気管理等のための火元責任者を指定すること。
- (9) O A機器及び自動販売機等は、転倒防止の措置を講ずること。
- (10) 危険物を取扱う場所以外に、区画をしない休憩室等を設ける場合で、ついで、間仕切り壁等を設ける場合には、不燃材料又はこれと同等以上の不燃性能を有する材質のものを設けること。
- (11) 危険物を取扱う場所以外に休憩室等を設ける場合でも、壁、床、天井で区画した休憩室とする場合には、(2)から(5)の基準によること。
- 3 前2の休憩室等で、引火点が40度を超える危険物を取扱う場所、引火点が40度以下の危険物であっても、その可燃性液体を取扱う状態により危険性を有しない場所、可燃性微粉が発生し、又は滞留するおそれのない場所に設ける場合の基準は2によるほか、次により設けることができる。
- (1) 2(1)の基準は、適用しない。
- (2) 危険物取扱設備等から水平距離で3メートルを超える部分(危険物取扱設備等が専用区画室で覆われている場合には、その専用区画室の出入口等開口部から水平距離で1.5メートルを超える部分)に休憩室等を設ける場合には、2(2)から(7)の基準は適用しない。ただし、当該部分に休憩室等を設ける場合でも、製造所及び一般取扱所の危険物を取扱う部分と壁、床、天井で区画した休憩室とする場合には、2(2)から(5)の基準によること。
- (3) 区画をしない休憩室等を設ける場合で、ついで、間仕切り壁等を設ける場合には、不燃材料又はこれと同等以上の不燃性能を有する材質のものを設けること。
- (4) 休憩室等の床に畳を使用する場合には、火災荷重を考慮し必要最小限の部分において用いることができる。
- 4 前2の休憩室等で、高引火点危険物(引火点100度以上の危険物を100度未満の温度で取扱うものをいう。)及び不燃性の危険物のみを取扱う場所に設ける場合の基準は、2によるほか、次によることができる。(い)
- (1) 2(1)から(7)の基準は、適用しない。
- (2) 区画をしない休憩室を設ける場合で、ついで、間仕切り壁等を設ける場合には、不燃材料又はこれと同等以上の不燃性能を有する材質のものを設けること。
- (3) 休憩室等の床に畳を使用する場合には、火災荷重を考慮し必要最小限の部分において用いることができる。

休憩室等を設ける場所の関係図

1 2により休憩室等を設ける場合

別 図 29-1

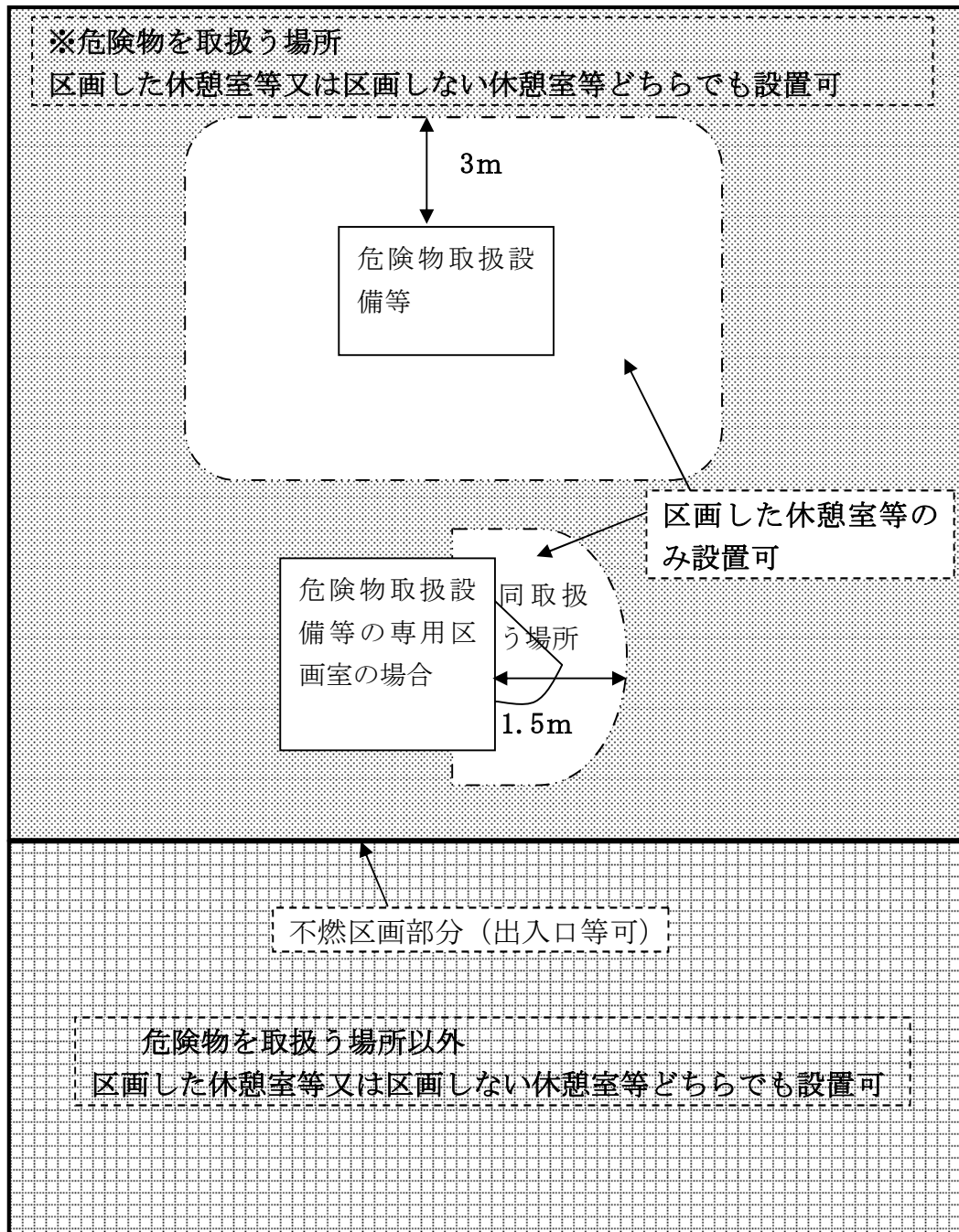
全体危険物施設（外線は外壁）



2 3により休憩室等を設ける場合

別 図 29-2

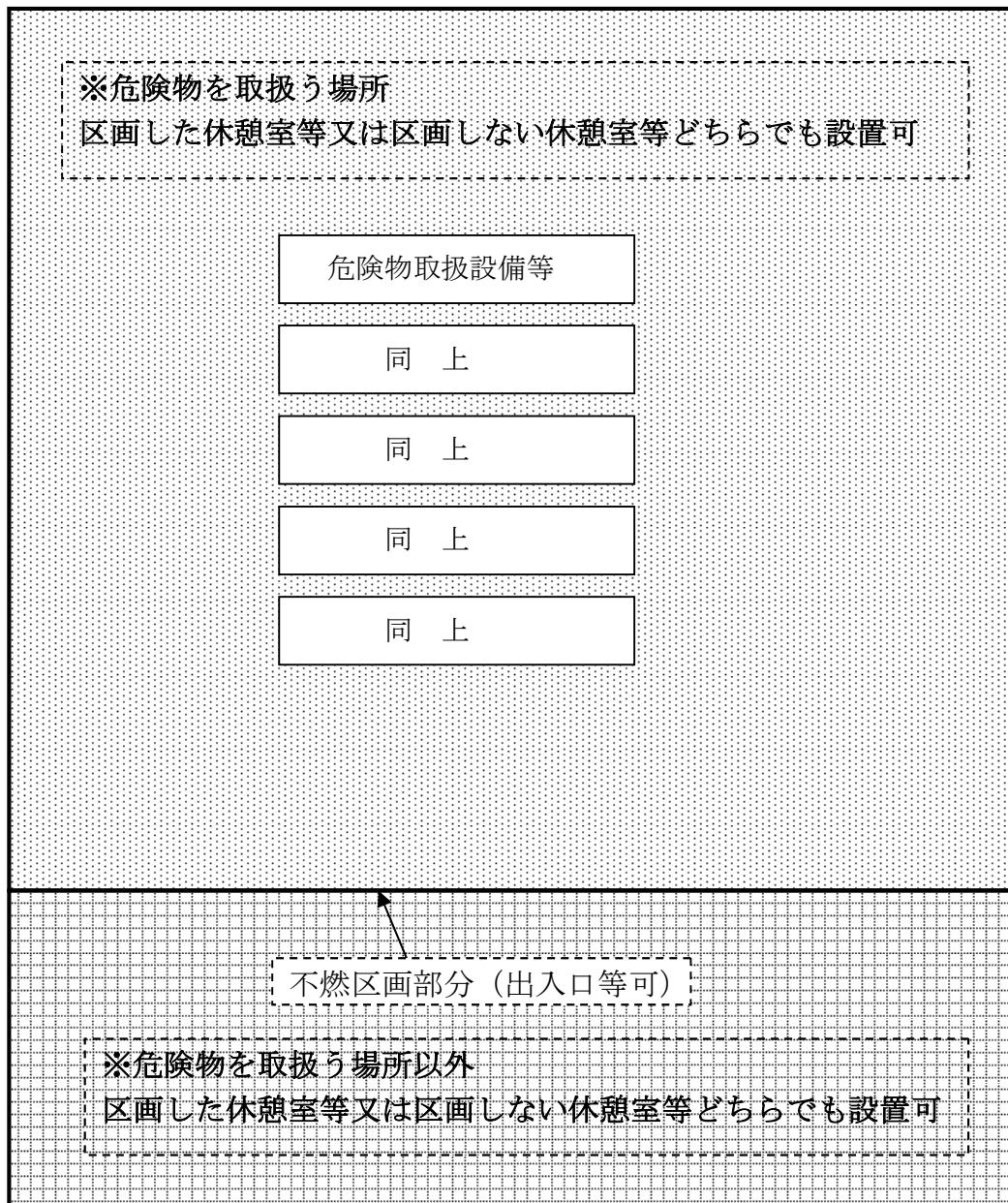
全体危険物施設（外線は外壁）



3 4により休憩室等を設ける場合

別 図 29-3

全体危険物施設（外線は外壁）



※危険物を取扱う場所
区画した休憩室等又は区画しない休憩室等どちらでも設置可

危険物取扱設備等

同上

同上

同上

同上

不燃区画部分（出入口等可）

※危険物を取扱う場所以外
区画した休憩室等又は区画しない休憩室等どちらでも設置可

附 則

この基準は、平成7年4月9日から施行する。

この基準は、平成17年12月27日から施行する。

この基準は、平成19年4月1日から施行する。(い)

この基準は、平成21年4月1日から施行する。(ろ)